

平成 27 年 7 月 15 日

保護者様

京都市立神川中学校
校長 高岡 敏雄

台風・地震等に対する非常措置について

本校においては、台風等により「京都市」（※テレビ、ラジオではこれまでどおり「京都南部」または「京都・亀岡」地域で報道される場合があります。）に「暴風警報」が発令されている場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に十分注意してください。なお、「大雨洪水警報」「…注意報」等は該当しません。

記

1 登校前に、暴風警報が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

【7月16日(木)の場合】

暴風警報解除の時刻	措 置
午前 7 時までに解除になった場合	平 常 授 業(給食は実施)
午前 9 時までに解除になった場合	10:50から木3・木4の授業(給食は実施)
午前 11 時までに解除になった場合	臨時休業 懇談会のみ実施
午前 11 時現在、警報発令中の場合	臨時休業 懇談会も中止

※11時までに解除になった場合は 13:30 から部活動を実施します。

※懇談会中止の場合、夏休み中に実施します。担任から連絡させて頂きます。

【7月17日(金)の場合】

暴風警報解除の時刻	措 置
午前 7 時までに解除になった場合	平 常 授 業
午前 9 時までに解除になった場合	10:50から全校集会
午前 9 時現在、警報発令中の場合	臨 時 休 業

※臨時休業の場合、全校集会は中止とします。

※11時までに解除になった場合は 13:30 から部活動を実施します。

2 在校中に暴風警報が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

『特別警報』に対する非常措置

前日に、特別警報発令した場合は、当日を臨時休業にします。

ただし、16日の午前 0 時までに解除となった時は、懇談会と部活動(13:30 より)を実施します。

17日の午前 0 時までに解除となった時は、部活動(13:30 より)を実施します。

在校中に特別警報が発令した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。